



平成24年12月5日
内閣府（防災担当）

「広域的な火山防災対策に係る検討会」（第3回） 議事概要について

1. 検討会の概要

日時：平成24年11月7日（水）14：00～16：30

場所：中央合同庁舎第5号館3階 内閣府防災A会議室

出席者：藤井座長、池谷、石原、岩田、熊川、小室、鈴木、田中、藤林、山崎各委員 他

2. 議事概要

大規模火山災害発生時に想定される課題と具体的な対応策について、特に、大量の降灰への対策、大規模な溶岩流、火砕流、融雪型火山泥流等への対策、大規模噴火時の体制を中心に、各委員にご議論いただいた。委員からの主な意見等は以下のとおり。

（主な意見）

- 火山の監視・観測体制や、防災体制の構築を進めるにあたり、気象庁や文部科学省が他の機関と連携し、火山の観測データの共有等を進める必要がある。
- 現在、気象庁、国土交通省、防災科学技術研究所、産業技術総合研究所、大学等において、火山防災対策や火山の調査研究が行われているが、各機関が取得した観測データを共有するだけでなく、各機関が実施する防災対策の方向性について、全体で議論できる仕組みを構築する必要がある。
- 国の機関が観測データの共有から防災対策の検討まで行うべきである。地震防災については、地震調査研究推進本部があるが、火山防災についても同様の組織が必要である。
- 各機関において、火山の観測・調査・研究が進められているが、内閣府が中心となって総合的な企画調整や予算の獲得を行い、国民の生命・財産を守ることが重要である。
- 過去には、地震の直後に火山が噴火する事例もあり、自然現象として地震と火山は一体のものとして考えるべきであり、調査研究も一体として進めていく必要がある。地震調査研究推進本部において、火山も含めて調査研究を進めていくことをこの検討会で提言すべきである。
- 広域に火山灰が堆積した地域に雨が降ると、複数の溪流で同時多発的に土石流が発生する事に留意が必要である。また、土石流等の発生により、下流の河川区域の危険度も増加する。
- 堆積した火山灰を放置すれば影響範囲が下流に広がり、火山灰の処分に要する労力が増加するため、速やかに火山灰を処分するために、火山灰処分場を確保する仕組みづくりについて検討する必要がある。
- 仮に富士山が噴火すると首都圏にも大きな影響が出るため、国民の関心も非常に高くなることから、情報発信の在り方についても検討しておく必要がある。

- 大規模火山災害を想定するに当たり、既往の事例に拘らず、首都圏にとってより厳しい条件を想定し、リスクを評価しておく必要がある。
- 大規模火山災害の想定を踏まえ、大局的な視点に立ち、新幹線、鉄道、高速道路等のインフラが太平洋側に偏重している我が国のランドデザインの在り方についても問題提起していく必要がある。
- 過去の災害において、今後の見通しが立たないことが、混乱発生の原因になっていることを踏まえ、科学的な見通しが立たない状況においてどのように対応すべきか、検討が必要である。
- 在宅医療・福祉サービスの増加により、電力供給の問題が単に電子機器への影響にとどまらず、住民の生命に関わるまで関係していることを踏まえ、災害時の電力供給について評価すべきである。
- 降灰は電力供給と物流に致命的な影響を与えるおそれがあるため、降灰がこれらに与える影響については、詳しく分析する必要がある。
- 火山防災につながる基礎研究が不足しており、我が国全体として取り組む必要がある。特に、実験的手法により、降灰による被害の影響を把握する必要がある。
- 降灰が及ぶ地域において住民が日常生活を継続するための知見の蓄積が十分でない。
- 火山灰にも様々な化学組成があり、火山灰として一括りにして扱うべきではない。
- 広域避難について検討する場合、公共交通機関のみに依存した避難計画は現実的ではなく、自家用車等による避難と交通渋滞発生とのトレードオフを考慮しながら最適な避難方法を検討する必要がある。
- 過去の事例でも、噴火予知の後、数時間から数日以内に噴火が発生しており、数日前から避難行動を行えるわけではないので、リードタイムが少ない中で避難対策を考えなければならない。
- 火砕流シェルターについては、熱風が下流側から流入するなど、あまり効果は期待できないと考える。
- 火砕流シェルターは、砂防工事に携わる人の最終手段としての安全確保を目的としたものであり、住民等の避難に用いることを想定したものではない。
- 火砕流に対するハード対策について、火砕流本体部を流路溝に流すのは難しい。
- 広域避難について検討する場合、バスや自家用車など複数の避難手段を組み合わせることで最適な避難方法を検討した上で、避難に要する時間が確保できるように、避難のトリガーとなる情報の出し方を検討すべきである。
- 海外でも50万人規模の広域避難計画の事例があるが、避難に必要な72時間を確保するために、噴火の3日前までに噴火予知をしなければならず、火山学的に不可能である。
- 広域的・長期的な避難に当たり、避難者に極力負担をかけない仕組みが必要である。
- 大規模火山災害発生時においては、降灰による被害が広範囲で発生することが想定されることから、国が主体となった防災対応が求められる。

<本件問い合わせ先>

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（調査・企画担当）付

参事官補佐 河内 清高

主 査 新原 俊樹

電話：03-3501-5693